

藤木病院居宅療養管理指導運営規程

（事業の目的）

第1条 藤木病院が実施する居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び、管理運営に関する事項を定め、病院の医師が、通院困難な要介護状態（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び、指導を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条

- 1 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- 2 居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者のほか保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 名所及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 藤木病院
- ② 所在地 富山県中新川郡立山町大石原225

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

- ① 管理者 1名

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師 1名以上

管理栄養士 1名以上

従業者は居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 居宅療養指導管理の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始（12月31から1月3日）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分。ただし、電話などにより24時間連絡可能な体制とする。

（居宅療養管理指導の種類）

第6条 居宅療養管理指導の種類は医師による居宅療養管理指導及び管理栄養士による居宅療養管理指導とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条

- 1 居宅療養管理指導の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に記載された割合の額とする。
- 2 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 居宅療養管理指導の通常の実施地域は立山町とする。

(苦情処理)

第9条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適正に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(事業継続に向けた取り組み)

第11条 BCP委員会を設け、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるような体制を整えています。業務継続に向けた計画などの策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を行います。

(衛生管理等)

第12条 サービス提供職員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 藤木 龍輔

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(禁止行為)

第14条

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(その他運営に関する留意事項)

第15条

- 1 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用研修 採用後 6か月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は藤木病院と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は令和7年5月1日より施行する。